# 島根県福祉サービス 第三者評価制度について

(令和7年度社会福祉法人指導監査説明会・研修会)

島根県健康福祉部地域福祉課

# 福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

- ▶福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。
  ※行政監査(最低基準を満たしているかを確認)との相違
- ▶評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。
- 第三者評価受審のプロセスや評価結果の活用が、福祉施設・事業所における福祉 サービスの質の向上・改善に向けた取組につながる。
- 福祉施設・事業所が、利用者・家族や地域社会に対して、福祉サービスの質の向上 に、主体的・継続的に取り組んでいることを発信することができ、福祉施設・事業所 への信頼と高めることにつながる。
  - ○福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
  - ○施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果(よいところ)などを明らかにする。
  - ○利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
  - ○利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

# 第三者評価事業の法的位置づけ

#### 社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉 サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることに より、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ 適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の 向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公 正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努 めなければならない。

# 第三者評価事業の目的

#### 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

- 1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について
- (1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け

(略)

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、<u>個々の事業者が事業運営における問題</u> <u>点を把握し、サービスの質の向上に結びつける</u>ことを目的とするものであ ること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、 結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

## 各分野における第三者評価事業の位置づけ

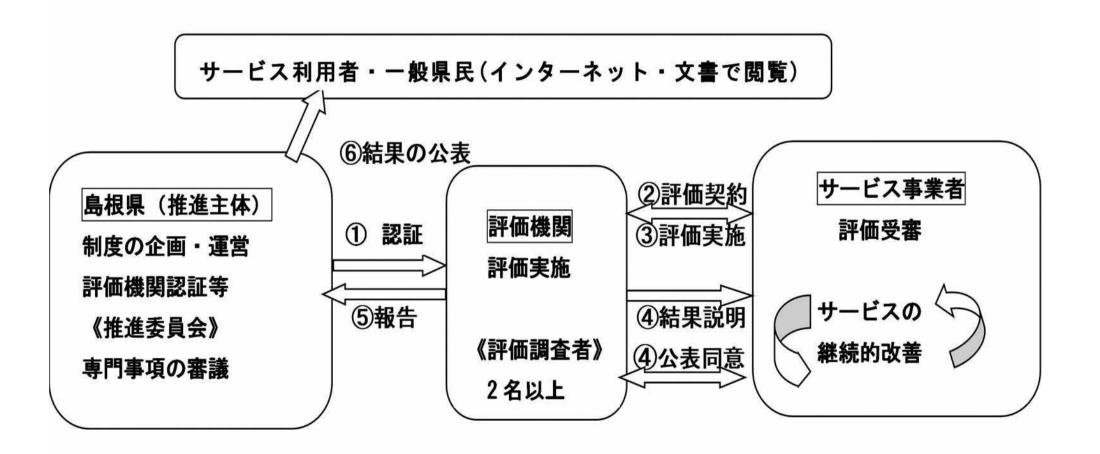
	高齢者・介護	障がい者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外 部評価受審が義務化→R3年 度より外部評価と運営推進 会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制 度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する 基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体 の数値目標に加えて、養 護老人ホームや特養等の サービス区分ごとの数値 目標を設定する	障害福祉サービス全体の 数値目標に加えて、サー ビス区分ごとの数値目標 を設置する	H27-31年度末までの5年 間ですべての事業者で受 審・公表を行うことを目 標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、 母子生活支援施設、児童自 立支援施設、児童心理治療 施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能 となるよう受審料の半額 程度を公定価格の加算 (上限15万円)として補 助	3年に1回に限り、31万4 千円を上限に措置費の第 三者評価受審費加算を算 定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画 (H29.6.9閣議決定)」で、 介護分野における利用者 の選択に資する情報の提 供という観点から改善す べき事項が指摘されたこ とを受け通知発出	・左記の高齢者分野での 対応に即して同様の通知 を発出 ・共同生活援助と施設入 所支援における地域連携 推進会議の設置が義務化 (R6年度は努力義務)	・保育所における自己評 価ガイドライン改訂 (R2.3月)	第5期(R7年度~)にあたり評価基準が改定 (R7.3.31付)
情報 公表 制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に 関する項目についてシステ ム改修	有 ※WAMNETを活用した公表 (H30.9月から)	各都道府県知事は、子ど も・子育て支援法に基づ き、特定教育・保育支援 等の提供する教育・保育 の内容、当該施設等の運 営状況に関する情報を公 表	第三者評価結果、毎年度 の自己評価結果を公表し なければならない

# 第三者評価の対象となる福祉サービス

本県では、社会福祉法の第一種及び第二種の福祉サービスのうち、下記の福祉サービス

高齢者	・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス) ・介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、 地域密着型サービス、居宅介護支援
児童	★児童養護施設 ★母子生活支援施設 ★乳児院 ★児童心理治療施設 ★児童自立支援施設 ・保育所 ・認定こども園(幼稚園型を除く) ・自立援助ホーム ・児童地域型保育事業所 ・放課後児童クラブ ・ファミリーホーム ※★印は受審義務がある社会的養護施設
障がい	<ul><li>・福祉型障害児入所施設</li><li>・障害児通所支援事業所</li><li>・障害福祉サービス事業所</li></ul>
保護	• 救護施設

## ≪島根県福祉サービス第三者評価制度のしくみ≫



# 評価項目 (高齢者の場合)

#### 共通評価基準(計45項目)

#### Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織

(理念・基本方針、経営状況の把握、事業計画 の策定、福祉サービスの質の向上への組織的・ 計画的な取組)

#### Ⅱ組織の運営管理

(管理者の責任とリーダーシップ、福祉人材の確保・育成、運営の透明性の確保、地域との交流、地域貢献)

#### Ⅲ適切な福祉サービスの実施

(利用者本位の福祉サービス、福祉サービスの 質の確保)

#### 内容評価基準(計20項目)

#### A-1生活支援の基本と権利擁護

(生活支援の基本、権利擁護)

#### A-2環境の整備

(利用者の快適性への配慮)

#### A-3生活支援

(利用者の状況に応じた支援、食生活、褥瘡発生予防・ケア、介護職員等による喀痰吸引・経管栄養、機能訓練、介護予防、認知症ケア、急変時の対応、終末期の対応)

#### A-4家族等との連携

(家族等との連携)

#### A-5サービス提供体制

(安定的な・継続的なサービス提供体制)

#### ※サービス分野ごとで基準が設定

## 島根県の評価機関(令和7年6月1日現在)

評価機関の名称	所在地	認証年月日
有限会社保健情報サービス	鳥取県米子市	H 1 7. 9. 1
有限会社ケアオフィス	浜田市	H 1 7. 9. 1
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	東京都品川区	H 2 9. 1. 2 5
株式会社評価基準研究所	東京都千代田区	R 2. 4. 13
株式会社fair	浜田市	R 7. 5. 22

第三者評価制度の詳細、令和6年度に受審した施設・事業所 の評価結果は、下記の県HPに掲載しています。今後の受審 についてご検討ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/service\_hy

ouka/gaiyou.html

(県HPトップ > 医療・福祉 > 福祉>地域福祉 >

福祉サービス第三者評価 >

しまねの福祉第三者評価)

#### く参考>

全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業HP https://shakyo-hyouka.net/

